

(別紙 4)

必要書類チェックリスト

あなたの農地法第 3 条許可申請に必要な書類のチェックリストです。

「要否」欄に「要」とある書類については、申請にあたっての共通必須書類ですので、すべて揃っているか申請書提出前に再度ご確認ください。

その他の書類の要否は、申請内容により異なりますので、あらかじめ日高村農業委員会にご確認下さい。

番号	要否	書類の種類	該当事項・記載事項等
1	要	許可申請書	記入例・記入マニュアルを参照。
2	要	登記事項証明書 (※1)	農業委員会の受付日から 3 ヶ月以内のもの (許可権者への提出分には原本を添付のこと)。
3		農業経営証明書	知事許可分のみ必要 (基本的に譲受人又は借人が居住する市町村の農業委員会が証明したもの)。
4	要	耕作計画書	耕作しようとする者が現在権利を取得している農地の耕作状況及び経営状況、申請農地の耕作計画 (知事許可及び農業委員会許可など複数に渡る申請が同時にある場合は、まとめて記載すること)、家族構成、農機具の保有状況、家畜の飼育状況、居住地から耕作地への通作距離・所要時間等について記載したもの。
5	要	位置図 (※2)	権利を移転又は設定する農地の位置を表示した図面。
6		住民票抄本・戸籍の附票等	譲渡人 (貸人) の現住所が転居等により土地の登記事項証明書の表示と異なる場合。(原則として発行後 3 ヶ月以内のもの)
7		競売又は公売調書 (入札調書の写し等)	競公売の場合。
8		定款・寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が法人の場合 (令第 6 条第 1 項第 1 号口の法人を除く)。
9		組員名簿又は株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付。
10		農業生産法人の要件に係る事項	農地法第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人の要件に係る事項に該当する場合。法人の構成員に法第 2 条第 3 項 2 号に該当する者がある場合は、それを証する書面 (契約書の写し等)。
11		農地保有合理化事業規定	権利を取得しようとする者が農地保有合理化法人である場合。なお、同一農業委員会の区域内の農地について権利を取得する場合において、以前の申請の際に添付した農地保有合理化事業規定に変更が無く、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け申請書添付書類と同一である旨を記載した場合は、添付を省略できる。
12		農業経営受託規定	農業協同組合及び同連合会が農業経営の受託に伴い農地等の権利を取得する場合。なお、シと同様の場合は添付を省略できる。

番号	要否	書類の種類	該当事項・記載事項等
13		借受人の所有権取得関係書類（次のどちらかが必要）	借受地（借受採草放牧地）の所有権を取得しようとする場合。
		①借受人等の同意書	申請前6ヶ月以内の同意した書面。
		②差押えの執行等の後の借受地の権利設定であることを証する書類	「差押えの執行等」＝競売、国税滞納処分等に係る差押え又は仮差押えの執行と使用及び収益を目的とする権利設定を禁止する仮処分の執行。
14		借受地に係る所有者の同意書	借受地（借受採草放牧地）の使用及び収益を目的とする権利の譲渡又は転貸をしようとする場合。
15		単独申請該当証明書	則第10条第1項ただし書の規定（単独申請）による許可申請をしようとする場合。
16		契約書	権利を取得しようとする者が解除条件付貸借による個人・一般法人である場合。
17		その他参考資料（※3）	必要に応じて添付。

- ※1 「登記事項証明書(全部事項証明書)」は、「高知地方法務局」で申請する必要があります。
- ※2 「位置図」については、住宅地図等を利用するなどし、申請する対象農地が何処にあるか特定できるもので提出してください。
- ※3 「その他参考資料」は、許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者（農業委員会）が判断した書類を個別に記入してください。

提出書類の内容や詳細については、お気軽にお問合せください。

日高村農業委員会事務局

TEL 0889-24-4647

FAX 0889-24-4793